

自動車税のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス及び燃費性能に応じて税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する制度が実施されています。

(1) 軽課（軽減）






① 平成 19 年度に新車新規登録された対象自動車及び軽減率

対 象 自 動 車	軽減内容
電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車（低公害車）	
 低排出ガス車 <small>平成17年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</small>	 平成22年度 燃費基準+20%達成車
「平成 17 年排出ガス基準 75%低減認定車」(☆☆☆☆) + 「平成 22 年度燃費基準 + 20%達成車」のステッカー貼付車	
 低排出ガス車 <small>平成17年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</small>	 平成22年度 燃費基準+10%達成車
「平成 17 年排出ガス基準 75%低減認定車」(☆☆☆☆) + 「平成 22 年度燃費基準 + 10%達成車」のステッカー貼付車	

(※) 上の表はガソリン車、LPG車の燃費基準です。

(※) デーゼル車の燃費基準については、「平成 17 年度燃費基準 + 10%達成車」または「平成 17 年度燃費基準 + 20%達成車」のステッカーが貼付された自動車の対象となります。

② 平成 20 ~ 21 年度に新車新規登録された対象自動車及び軽減率

対 象 自 動 車	軽減内容
電気自動車、天然ガス自動車（一定の排出ガス要件を満たすものに限る）	
 低排出ガス車 <small>平成17年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</small>	 平成22年度 燃費基準+25%達成車
「平成 17 年排出ガス基準 75%低減認定車」(☆☆☆☆) + 「平成 22 年度燃費基準 + 25%達成車」のステッカー貼付車	
 低排出ガス車 <small>平成17年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</small>	 平成22年度 燃費基準+15%達成車
	 平成22年度 燃費基準+20%達成車
「平成 17 年排出ガス基準 75%低減認定車」(☆☆☆☆) + 「平成 22 年度燃費基準 + 15%または + 20%達成車」のステッカー貼付車	

(※) 上の表はガソリン車、LPG車の燃費基準です。

(※) デーゼル車の燃費基準については、「平成 17 年度燃費基準 + 15%または + 20%達成車」または「平成 17 年度燃費基準 + 25%達成車」のステッカーが貼付された自動車の対象となります。

具体的な軽減対象車種については、東青地域県民局県税部へお問い合わせください。なお、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/green/green_18.htm) でもご覧いただけます。

③ 軽 減 対 象 期 間

平成 19 年度に新車新規登録された自動車	平成 20 年度 1 年間 軽減
平成 20 年度に新車新規登録された自動車	平成 21 年度 1 年間 軽減
平成 21 年度に新車新規登録された自動車	平成 22 年度 1 年間 軽減

(2) 重 課

対 象 自 動 車		重課開始年度	税 率
ガソリン車 L P G 車	平成7年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成20年度	おおむね 10%を重課
	平成8年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成21年度	
	平成9年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成22年度	
ディーゼル車	平成9年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成20年度	
	平成10年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成21年度	
	平成11年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成22年度	

(※) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれます。

○ グリーン化税率の適用例

たとえば、自家用自動車(※)の年税額は総排気量等の区分に応じ、次の表のとおりとなります。(単位:円)

総排気量等	グリーン化特例の適用がない自動車の税率	グリーン化特例適用対象自動車の税率		
		10%重課	25%軽課	50%軽課
1.0リットル以下	29,500	32,400	22,500	15,000
1.0リットル超 1.5リットル以下	34,500	37,900	26,000	17,500
1.5リットル超 2.0リットル以下	39,500	43,400	30,000	20,000
2.0リットル超 2.5リットル以下	45,000	49,500	34,000	22,500
2.5リットル超 3.0リットル以下	51,000	56,100	38,500	25,500
3.0リットル超 3.5リットル以下	58,000	63,800	43,500	29,000
3.5リットル超 4.0リットル以下	66,500	73,100	50,000	33,500
4.0リットル超 4.5リットル以下	76,500	84,100	57,500	38,500
4.5リットル超 6.0リットル以下	88,000	96,800	66,000	44,000
6.0リットル超	111,000	122,100	83,500	55,500
電気自動車	29,500	—	—	15,000

(※) 上の表以外の自動車(バス・トラックなど)の税率については、東青地域県民局県税部へお問い合わせください。なお、自動車税の税率については、県税・市町村税ホームページでもご覧いただけます。

● このほか、自動車税についてのご相談は東青地域県民局県税部までお問い合わせください。

東青地域県民局県税部 〒030-8530 青森市新町2丁目4-30 青森県庁舎北棟3階
TEL 017-722-1111 (内線 6617・6618) FAX 017-773-1371
017-734-9974 (直通)

県税・市町村税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/> (~H20.6.30)
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/> (H20.7.1~)

青 森 県